

(法第 14 条第 2 項第 10 号関係)

○差止請求業務以外の業務を行う場合におけるその業務の種類及び概要を記載した書類

業務名 (定款に記載した業務)	業務内容の詳細	当該業務の 実施予定日時	当該業務の 実施予定場所	従業者の 予定人数	予定される収 入および支出 額(単位:千円)
(2) 各種消費者問題に関する社会制度の改善への提言事業	公的機関等への提言活動	年 1 回程度	主たる事務所	理事 (7 名)、 他専門部会委員、事務局若干名	収入 0 支出 10
(3) 各種消費者問題の啓発に関する講演会、講座、研究発表会等の企画及び運営事業	消費者向け啓発活動(講演会、研修会、啓発資料作成等)の実施	年 1 回程度	鹿児島県内	若干名	収入 0 支出 100
	研修等の受託事業	年 1 事業 (2~3 回)	鹿児島県内	若干名	収入 600 支出 212
(4) 各種消費者問題に関する出版、広報及び情報提供事業	ホームページの更新と運営	随時	主たる事務所	理事 (7 名)、 他専門部会委員、事務局若干名	収入 0 支出 30
	ニュースの発行	年 2 回程度			
(5) 消費者団体及び関係諸機関とのネットワーク事業	鹿児島県消費者問題連絡会議への参加	年 2 回	鹿児島市	理事、事務局職員 (若干名)	収入 0 支出 30
	適格消費者団体連絡協議会.	年 2 回	オンライン または開催地	理事、専門部会委員 (1~5 名)	収入 0 支出 50

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

2 「予定される収入及び支出額」については、経理的基礎を有することを証する書類(法第 14 条第 2 項第 8 号)として提出される「認定後 3 年間における収支の見込みとその算出根拠を具体的に記載した書類」を踏まえ記載すること。